

第 1 3 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成30年8月3日(金)	13時30分
招集場所	赤村住民センター 会議室2	
開 会	平成30年8月3日(金)	13時30分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1番委員	松 本 國 廣	(議長)
2番委員	在 津 圭 太	
3番委員	小 林 利 夫	
5番委員	道 壽 子	
6番委員	三 橋 誠	
7番委員	釘 崎 幹 子	
8番委員	川 上 巖	
9番委員	壽 崎 祥 子	
農地利用最適化推進委員	川 上 彰 徳	
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男	
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘	
農地利用最適化推進委員	中 村 明	
農地利用最適化推進委員	春 本 洋	
二、本総会の欠席委員		
4番委員	中 村 宏 幸	

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 溝 邊 浩 和
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転について
・議案第32号 農用法第4条の規定による農地転用について
・議案第33号 農用地利用集積計画について
・その他

松本議長 定刻の時間となりましたので第13回赤村農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席は、中村宏幸委員さんより連絡が入っております。

それでは、日程第1議事録署名人を指名いたします。2番在津委員さん、3番小林委員さんを指名いたしますのでどうかよろしくお願いいたします。

それでは、日程第2議案第31号を議題といたします。事務局より朗読説明をお願い致します。

瓜生書記 (議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今、事務局より説明が終わりました。補足説明を●●の●●委員さんをお願い致します。

●●委員 はい。生前贈与でしたいということで話を伺って印鑑を付きました。よろしくお願いいたします。

松本議長 補足説明が只今終わりました。質疑等をお受けしたいと思っております。

在津職務代理者 関係は、息子さんでいいんですか。

- 委員 息子です。長男やったか次男やったかちょっと分からんけど。
- 松本議長 何か他に意見等は。
(「ありません。」の声あり)
- 松本議長 無いということですので、採決を行ないます。議案第31号について承認の方は、挙手をお願い致します。
(出席者全員挙手)
- 松本議長 挙手者全員により議案第31号は、可決といたします。続きまして、日程第3議案第32号を議題といたします。事務局より朗読説明をお願い致します。
- 瓜生書記 (議案第32号 農地法第4条の規定による農地転用について、朗読説明を行う。)
- 松本議長 只今、議案第32号につきまして事務局より説明が終わりましたので、質疑等をお受けいたします。
- 小林委員 ここ農振地域ですよ。
- 瓜生書記 はい。そうです。
- 小林委員 これほどきれいな図面を作ってるんですけど、後日、宅地転用とか他にするとかありえないですかね。賛成はするんですけど、確約書を付けてください。農振地域でこういうふうにしたら、必ず次に出てくるのが業者なんです。宅地にするとか、そういうのが出てくると思うんですけど、農振地域で基盤整備してますので。その横も揉めて宅地になったところですから。その旨をちゃんとして、要するに、何年以上は農地以外に使用しないとか、確約書を付けて許可をして頂きたいと思います。みなさんどう思います。
- 在津職務代理者 ちょっと関連していいですか。これって1回挙がってきますよね。メンバーが変わる前に。その時は、盛土をしたら駄目で蹴られた案件じゃなかったですかね。
- 瓜生書記 そうですね。前の委員さんの時に一度、改良行為の届出として届出があってました。しかし、改良行為の条件の中で1,000平米以内の土地という条件がありますが、こちらは1,000平米以上ありますので、改良行為の届出ではなく一時転用の方で申請し直して下さいという話しで、一度、届出を取り下げてもらってました。そして今回、一時転用の申請をしてもらったという経緯になります。
- 小林委員 いいですか。8ページの写真見ますと、もう工事かかって

- ますね。
- 松本議長 それと掘っとるということは、わぎと湿田で水が溜まっ
るように見せとる感じがしますよね。
- 小林委員 行ってみればすぐに分かるんですけどね。今度、通る時に
ちょっと確認してみますけど。許可が出たとしても、10年
間なら10年間認めないとか。これは国の補助で基盤整備し
てますから。
- 松本議長 基盤整備したら何年間扱えんのかね。
- 瓜生書記 8年ですね。
- 溝邊事務局長 大体は永久に出来ないんですけど、ちょうど8年という縛
りはありますね。
- 在津職務代理者 もう一つこれ、農業委員会にかける前に農地一時転用って
いうのは、農振にはかけんでいい案件なんですかね。
- 瓜生書記 そうですね。そのまま嵩上げして畑として、農地として利
用するので、農振にかかる案件ではないですね。
- 松本議長 畑に転用ってことになれば、何年かやっぱ畑として利用せ
ないかんやろ。そういうあれないんかい。
- 瓜生書記 ありますね。
- 小林委員 何年ですかね。
- 瓜生書記 一時転用の場合、確か3年だったと思います。なので小林
委員さんが言われるように、10年なら10年とかで確約書
を提出してもらおうとかですね。
- 小林委員 ある程度縛りをつけないと、なし崩しにみんなこういう形
になりますよ。
- 三橋委員 ちょっといいですかね。ここの田は、大体じゅるいんです
よね。深田みたいなんですよ。庇うわけじゃないですけど。
多分ここの宅地ができたからだと思うんですけど。
- 川上委員 いいですか。ここは私が●●に行く時は必ず通るんですけ
ど、なぜ現状の写真で申請せんのか私は言いたい。こうみた
ら下の写真なんかユンボで掘って、わぎとに渴きの悪い状態
を作ったように見えるし、左側には2トン車何台かで埋めと
うです。反対するわけじゃないけど、こうやって扱う前に写
真を撮ってなぜ申請せんやったかと私は言いたいです。以上
です。
- 松本議長 さっき小林委員さんが言われたようにですね、畑の転用は
認めるけど、10年なら10年農地として利用してもらおうと

というような条件付としますか。

溝邊事務局長 会長よろしいですか。私の方からなんですけど、これにつきましては、もしかしたら転用するかもわからない、家を建てるかもわからないということでございますけど、家を建てるにしても最終的には農業委員会の転用許可がいきますし、その前には農振協議会で農振からの除外等も必要ですので、二つの農業委員会、農振協議会がありますのでそのへんで制限されてはどうでしょうか。一応そのへんについては、事務局の方の担当が代わっても事務引継ぎしていきたいと思えます。

小林委員 委員さんが変わって、途端にぱつぱとしてしまうんじゃないかと、やはり農地を守る組織ですから。よろしく願います。

松本議長 32号議案につきましては、後の申請等があった場合には、何があっても委員会とおりませんよということ、その時の委員さんが頑張ってもらいなですよね。

それでは32号につきましては色々議論してきましたが、こういう形でみなさんよろしいですかね。

(「はい。」の声あり)

松本議長 それでは採決を行ないます。議案第32号について承認の方は挙手をお願い致します。

(出席者多数挙手)

松本議長 挙手者多数で議案第32号は可決します。それでは、日程第4議案第33号を議題といたします。事務局より朗読説明をお願いします。

瓜生書記 (議案第33号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今、第33号議案につきまして事務局より朗読説明が終わりました。それでは、●●の補足説明を在津委員さんよりお願いします。

在津委員 はい。去年の年末の火事で●●さんが亡くなりまして、土地は●●の●●ですね。●●がほぼ●●さんの土地になってまして、ちょっと色々あって●●さんの方も●●全部をもう作れないということで、●●の方に貸したいということで話がありました。●●の方に●●を、道路が途中あるんですけど、その右側を全部貸すようになりまして、よろし

くお願いします。

松本議長 それでは●●地区につきましては、私の方から補足説明させていただきます。

今回は、●●さん、●●さん、●●さんが二軒、これが●●さんとのまた再契約ということでございますので、どうかよろしくお願い致します。

それでは、●●につきましては、梅田推進委員さん補足説明をお願い致します。

梅田推進委員 私、生前贈与の所有権移転だけ聞いとったんやけど。これは、理解してなかったんやけど。

松本議長 これは、署名もらってない。

瓜生書記 いえ、もらっていますね。

小林委員 いいんじゃないですか。これあれですから。

松本議長 これ再契約と思うんですよね。●●さん私のとこの下の斜めのとこの田んぼになっとりますけんね。

瓜生書記 そうですね。前回までは●●さんが借りて作ってたんですけど、今回、利用権が切れて再契約結ぶにあたって、●●さん息子さんの名前で利用権出すということなんで。

小林委員 問題ないと思いますよ。

松本議長 内容はですね、自分が上であって斜め前が●●さんの田んぼであってですね、今まで●●さんが作りよった現状で、●●さんとは身内でありまして、子どもさんに代わっただけだと思いますので、みなさんどうかよろしくお願いします。

それでは第33号議案につきまして、質疑等をお受けしたいと思いますけど。

(「ありません。」の声あり)

松本議長 無いということでありまして、採決を行ないます。議案第33号について承認の方は、挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

松本議長 挙手者全員により議案第33号は可決いたします。続きまして日程第5のその他に入りたいと思います。

(その他)

松本議長 それでは次回第14回農業委員総会は、9月5日水曜日の13時30分からでよろしくお願いします。これももちまして、第13回赤村農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 13時45分)